禁複写

「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

2002 年 8 月 30 日
日本経団連経済本部

【役員賞与金について】

1．　商法上の扱い

公開草案では、当期純利益から「普通株主に帰属しない金額」として「利益処分による役員賞与金」を控除する規定となっているが、ここで用いる 1 株当たり当期純利益は、証券取引法の有価証券報告書等における開示に限定されないこととされている。

株主総会で利益処分案が可決されない可能性がある点も踏まえ、商法計算書類の注記で、株主総会決議前の利益処分案における役員賞与金を控除したベースの開示ができるのかどうかについて、その根拠とともに明確にして頂きたい。

2．委員会等設置会社の扱い

来年 4 月 1 日施行の改正商法の委員会等設置会社では、役員報酬額は、株主総会ではなく報酬委員会によって決定される。この場合、役員報酬はすべて販売費及び一般管理費として処理されるので、1株あたり当期純利益の算定に当たって控除することで良いか確認したい。

以　上